

6 農 第 7 6 6 号
令 和 6 年 12 月 18 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	松倉地区 (松倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進行しており、農業の担い手となる若年層が非常に少ない状況。後継者がいない農家が増加しており、農業を継続するための基盤が脆弱化している。

農業用設備や農機具、資材の価格が高騰しており、特に中小規模の農家にとって経済的負担が増大している。また、老朽化した設備の更新が進まない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業の持続可能性を高めるため、担い手の育成と農地の集積・効率化を図る。

地域全体での協力体制を強化し、地域農業の将来に向けた具体的な目標と計画を策定する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	156.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	146.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農地が分散し、効率的な耕作が難しい状況である。

高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加しており、農地の維持が困難となっている。

農地を現状維持するためには、担い手への農地集約化が重要である。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を推進する。農地の賃貸借を円滑化し、利用可能な農地を有効活用する体制を整備することが重要である。

地域ごとに分散している農用地を集団化することにより、効率的な農作業を可能にする。区画整備や農道の拡幅など、基盤整備を進めることが重要である。

地域農業者、関係機関が一体となり、農地集積・集団化の方針について話し合いを行う協議体制を強化することが求められる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて検討していく

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく

後継者の確保、育成に努める ・県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業効率化を図るため、防除作業を委託する

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・ハクビシン、タヌキ、アメリカミンクの目撃が相次いでおり、地域による対策として電気柵等を設置して対策する

⑦保全・管理等

・地域で水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなどを継続していく。
・松倉地域保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。

⑩法人化の検討

・法人化により経営の安定性を高め、若い世代や新規就農者が参入しやすい環境を整える。